

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定 (長寿社会政策課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (三件) (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 三
- 平成二十五年における主要農作物の原種の価格 (農産園芸環境課) 三
- 公有水面埋立ての免許 (港湾課) 三
- 都市計画変更案の縦覧 (四件) (都市計画課) 四
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (同) 六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 六
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 七
- 選挙管理委員会
- 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示
- 警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施

告 示

一〇

一〇

七

六

六

六

六

四

三

三

三

二

一

ページ

○宮城県告示第七百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条の二第一項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定した。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務所の名称及び所在地	指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名	介護保険法第二十四条の二第一項第二号の事務（要介護認定等調査事務）	指定の年月日
恵泉会とよま介護支援センター 登米市登米町寺池馬場坪七七	社会福祉法人恵泉会 登米市迫町佐沼字江合三丁目十六番地二 千葉捷郎	介護保険法第二十四条の二第一項第二号の事務（要介護認定等調査事務）	平成二十五年九月一日

○宮城県告示第七百六十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十五年四月一日次の者を指定した。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
古川 貢	内科・呼吸器科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七番一号
藤川奈々子	外科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七番一号
高野 良真	眼科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
更科 広記	内科・小児科 消化器内科 外科	医療法人ライヴズ じょうなんファミリークリニック	多賀城市城南一丁目十番六号
内海 由也	内科 リハビリテーション科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
菅野 重範	神経内科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八番地
西川 仁	耳鼻咽喉科	かくだ耳鼻咽喉科クリニック	角田市角田字町百九十二番地

○宮城県告示第七百六十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十五年五月十六日次の者を指定した。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
工藤 宏之	形成外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
松山 純子	脳神経外科	社会医療法人将道会 総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目二番五号
木村 卓也	外 科	社会医療法人将道会 総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目二番五号
富井 雅人	脳神経外科	社会医療法人将道会 総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目二番五号
小林 義尊	整形外科	社会医療法人将道会 総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目二番五号
千田 光一	内 科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番号
小出佳代子	内 科	登米市立登米診療所	登米市登米町寺池桜小路百三十二番地一号
西嶋 一智	リハビリテーション科	宮城県リハビリテーション支援センター	名取市美田園二丁目一番地の四
小林 俊光	耳鼻咽喉科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城県利府町青葉台二丁目二百八号
泉 秀明	泌尿器科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
木崎 徳	泌尿器科	医療法人宏人会 石巻クリニックス	石巻市錦町六番四十五号

○宮城県告示第七百六十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十五年七月十八日次の者を指定した。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
-----	------	-----------	------------

中目亜矢子	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
佐澤 由郎	外 科	公益財団法人宮城厚生協会 総合病院	塩竈市錦町十六番五号
盛口 佳宏	外 科	公益財団法人宮城厚生協会 総合病院	塩竈市錦町十六番五号
齊藤 秀行	内 科	独立行政法人国立病院機構 宮城病院	亘理郡山元町高瀬字合戦原百番地
三浦 裕	循環器科	地方独立行政法人宮城県立病院 機構 宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五番二号
小丸 達也	循環器科	地方独立行政法人宮城県立病院 機構 宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五番二号
田中 光昭	循環器科	地方独立行政法人宮城県立病院 機構 宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五番二号
二宮 忠明	整形外科	みやぎ県南中核病院企業団 みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八番一号

○宮城県告示第七百六十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新 所属医療機関の名称	新 所属医療機関の所在地	旧 所属医療機関の名称	旧 所属医療機関の所在地
李 榮茂	整形外科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城県利府町青葉台二丁目二番百八号	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八番一
松本 宏	外 科	登米市立 登米市市民病院	登米市迫町佐沼 下田中二十五番地	大崎市市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三番十号
川嶋 和樹	外 科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四番地	大崎市市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三番十号
石井 宗彦	内 科	登米市立 登米市市民病院	登米市迫町佐沼 下田中二十五番地	登米市立 登米診療所	登米市登米町寺池桜小路百三十二番地一号

○宮城県告示第七百六十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の

医師から、指定の辞退があつた。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

永沼 滋	内科、循環器科、呼吸器科、皮膚科、消化器科、泌尿器科、小児科、リウマチ科、リハビリティ科、アレルギ科	医療法人社団 清瑞会 吉岡腎・循環器科	黒川郡大和町吉岡字天皇寺百八十三番七号	医療法人社団 清瑞会 吉岡Qククリニツク	黒川郡大和町吉岡字高田東十一番地
佐藤 和人	泌尿器科	村田透析クリニック	柴田郡村田町大字沼辺字小谷地三十番地	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
黒羽根郁夫	小児科	公立加美病院	加美郡色麻町四電字杉成九番地	登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
真壁 道夫	内科	医療法人医徳会 真壁病院	東松島市矢本字鹿石前百九番地
渡邊 隆夫	胸部外科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
渡邊 浩崇	リハビリテーション科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
佐藤 純	外科	社会医療法人将道会 総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
田牧 聡志	形成外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
平山 隆	外科	丸森町国民健康保険丸森病院	伊具郡丸森町字鳥屋二十七番地
山本さやか	内科	丸森町国民健康保険丸森病院	伊具郡丸森町字鳥屋二十七番地
山並 秀章	外科	宮城県立がんセンター	名取市愛鳥塩手字野田山四十七番一号

○宮城県告示第七百六十九号

主要農作物原種配付規則（平成十四年宮城県規則第四十四号）第三条第一項の規定により、配付する原種の価格を次のとおり定めた。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮武 尚央	整形外科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城郡利府町青葉台二丁目二百八号
山本 伸一	内科、外科、胃腸科、整形科、麻酔科	医療法人社団茜会 山本医院	巨理郡巨理町荒浜字中野百五番二号
氏家 瑞恵	眼科	医療法人社団 氏家眼科医院	塩竈市北浜一丁目三番一号一階
中角 尚誉	泌尿器科	宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂五十一番地
関 慎太郎	脳神経外科	医療法人社団赤石会 赤石病院	塩竈市花立町二十二番四十二号
住吉 剛忠	循環器内科	地方独立行政法人宮城県立病院 機構 宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五番二号
兒玉 英謙	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
宮崎真紀子	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第七百七十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおり免許した。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種 類	原種一キログラム当たりの価格
麦類 小麦	二百四円
麦類 大麦	二百十二円

一 免許年月日

平成二十五年八月二十日

二 免許を受けた者の名称

女川町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森一五四番、一五五番六、一四七番、石浜字崎山一一一番二、一一一番一に接する地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線並びに(イ)の地点と(ハ)の地点を結ぶ平成十一年十一月十五日付け宮城県(港)指令第四号及び第五号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線及び平成二十四年の秋分の満潮位(D・L・プラス一・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)の地点 宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森一五四番地内に設置した基点(北緯三八度二六分四〇秒、東経一四一度二七分二七秒)から二度五八分三三秒一九・九九メートルの地点

(ロ)の地点 (イ)の地点から八一度四四分三五秒二六二・一一メートルの地点

(ハ)の地点 (ロ)の地点から三二二度四三分四四秒一・一三メートルの地点

(三) 面積

三八、七三七・七八平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森一五四番、一五五番三、一五五番四、一五五番五、一五五番六、一四七番、一四九番一、一四九番三、一五一番、石浜字崎山一一一番二、一一一番一、一一一番六地内及び宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森一五四番、一五五番六、一四七番、石浜字崎山一一一番二、一一一番一に接する地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び(A)の地点と(H)の地点を結んだ線により囲まれた区域

(A)の地点 宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森一五四番地内に設置した基点(北緯三八度二六分四〇秒、東経一四一度二七分二七秒)から二〇一度二五分四五秒四七・六一メートルの地点

(B)の地点 (A)の地点から八一度四四分三五秒三二〇・〇一メートルの地点

(C)の地点 (B)の地点から三五一一度四四分三五秒五二・五七メートルの地点

(D)の地点 (C)の地点から三二二度三〇分三六秒一三四・八四メートルの地点

(E)の地点 (D)の地点から四三度三二分二七秒一一九・六二メートルの地点

(F)の地点 (E)の地点から三三九度二六分一二秒三三・四九メートルの地点

(G)の地点 (F)の地点から二四七度三七分一八秒一六二・七三メートルの地点

(H)の地点 (G)の地点から二六四度五五分一九秒一八三・四九メートルの地点

(三) 面積

七四、六八一・一一平方メートル

四 埋立地の用途

埠頭用地、道路用地、排水施設用地、食料品製造業用地及び緑地

○宮城県告示第七百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画緑地

2 名称 第一号多賀城緑地

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

なし

2 廃止しようとする土地の区域

多賀城市大代一丁目及び大代六丁目の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)、多賀城市役所(建設部都市計画課)及び七ヶ浜町役場(建設課)

四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第七七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙塩流域下水道

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

なし

2 廃止しようとする土地の区域

多賀城市大代二丁目及び大代六丁目の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、多賀城市役所（建設部都市計画課）及び七ヶ浜町役場（建設課）

四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第七七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大崎広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画下水道

2 名称 鳴瀬川流域下水道

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

なし

2 廃止しようとする土地の区域

大崎市松山下伊場野字薬師の一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び大崎市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第七七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大崎広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画道路

2 名称 三・五・十二号並柳福浦線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

大崎市古川七日町及び古川三日町一丁目の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

大崎市古川七日町及び古川三日町一丁目の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び大崎市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十五年九月三日から平成二十五年九月十七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第七七十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

石巻市南境土地区画整理組合

二 事務所所在地

石巻市南境字鶴巻三十三番地一

三 設立認可の年月日

平成九年十二月十五日

四 変更認可の年月日

平成二十五年八月二十八日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
登米市立よねやま診療所	登米市米山町字桜岡大又三番地一	平成二十五年四月一日

公立南三陸診療所

本吉郡南三陸町志津川字沼田五十六番地

平成二十五年四月一日

有限会社阿部薬局

石巻市千石町六番十一号

平成二十五年四月一日

日本調剤石巻薬局

石巻市駅前北通り一丁目十四番二十九号

平成二十五年四月一日

愛の杜めぐみ薬局

名取市愛の杜一丁目二番地の七

平成二十五年六月一日

城南めぐみ薬局

多賀城市城南一丁目十番十九号

平成二十五年六月一日

ダルマ薬局上桜木店

黒川郡富谷町上桜木二丁目三番地一

平成二十五年六月一日

クラーク薬局

大崎市松山千石字広田三十五番地

平成二十五年八月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があつたので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地
変更前	有限会社十日町調剤薬局	大崎市古川三日町一丁目三番二十二号
変更後	有限会社十日町調剤薬局	大崎市古川十日町四番十八号
変更前	イオン薬局石巻店	石巻市蛇田字新金沼百七十番地
変更後	イオン薬局石巻店	石巻市茜平四丁目百四番地

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 東松島市矢本字西新町十番十九、十番二十及び十番二十一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 多賀城市八幡二丁目八番二十八号

学校法人寶國寺学園

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

- 1 工事番号 平成二十五年県債三一地震災六二二五〇〇一号
- 2 工事名 中沢地先海岸災害復旧工事
- 3 施工場所 気仙沼海岸大島地区海岸中沢地先海岸 気仙沼市駒形地先
- 4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十八年三月二十五日まで
- 5 工事概要 復旧延長 七一五・九メートル

護岸工（重方式、高さ三・八メートル） 二二五・六メートル

コンクリート工 一、〇〇五立方メートル

護岸工（重方式、高さ六・三メートル） 四九〇・三メートル

コンクリート工 九、九五三立方メートル

捨石工 二八、七一三立方メートル

根固めブロック工（二トン） 三、二四二個

斜路工 三〇・九メートル

樋管工 五基

6 予定価格 二、二九〇、一七八、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(二)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格を有すること。

(2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となつた者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) この入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経営建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者をこの現場に専任で配置できること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者をこの工事現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当者

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県行政庁舎二階）
宮城県出納局契約課工事契約班 水戸 正勝 ○二二一二二一―一三三三三六
2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ
(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間

平成二十五年九月三日（火）から平成二十五年九月十三日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）、

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書（案）を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十五年九月三日（火）から平成二十五年十月十六日（水）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）、

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十五年十月十七日（木）午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年十月十八日（金）午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室（宮城県行政庁舎二階）

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類（三の2により配布する様式による。）を持参の上

提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十五年九月三日(火)から平成二十五年九月十三日(金)まで(休日等を除く)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又

はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 宮城県建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格を得ていない者も四により申請書等を提出することができるが、競争入札に参加するためには、当該資格の承認を受け、かつ、四に定める入札参加資格の承認を受けなければならない。

6 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)において閲覧できる。

7 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

- 1 Service Required : Nakazawa coast restoration work
- 2 Deadline for Application Forms Bid Qualification : September 13, 2013, 5 : 00 p.m.
- 3 Deadline for Bids : October 17, 2013, 5 : 00 p.m.
- 4 Contact Information : Masakatsu Mito, Construction Contract Section Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570, Japan. Tel: 022-211-3336

選挙管理委員会

○宮選管告示第百号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年九月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二地域密着型特別養護老人ホームサテライト大石原苑の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホームせんだい郷六の杜 同 市青葉区郷六字戸二番地

別表第二特別養護老人ホーム第二白東苑の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム一重の里 同 市太白区秋保町湯元字上原三五番地八

別表第二特別養護老人ホーム南風園の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホームせくれ 同 市迫町新田字狼ノ欠二〇番地四二〇

別表第二社会福祉法人宮城厚生福祉会特別養護老人ホーム十符・風の音の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホームまほろばの里たいわ 黒川郡大和町吉田字高田西三四番地

別表第二特別養護老人ホーム郷和荘の項中「黒川郡大郷町大松沢字鶴田山三六番地の二」を「同

郡大郷町大松沢字鶴田山三六番地の二」に改める。

附 則

この告示は、平成二十五年九月三日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第120号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成25年9月3日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

1 講習実施期日

平成25年10月21日（月）から同月24日（木）までの4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

4 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け

付ける。（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先等を聴取）

なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

平成25年9月12日（木）から同月19日（木）までの土・日曜日及び祝日を除く5日間（9月12

日から同月18日までは午前9時から午後5時まで、最終日のみ午後3時まで）

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成25年9月20日（金）から同月27日（金）までの土・日曜日及び祝日を除く5日間（午前9

時から午後5時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全

課に提出すること。

なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 機械警備業務管理者講習申込書 1通

イ 代理人が提出する場合は本人からの委任状 1通

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、38,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活環境課

（電話番号022-221-7171 内線3184・3185）